

★ 広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則（規則第五十九号）（都市環境課）

）

一 改正の要旨

工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示する広告物等について、広島県屋外広告物条例で定める広告物等の許可及び禁止に係る規定の適用を除外するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年九月二日